

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について

● 固定資産税額の減額措置

令和4年1月1日～令和6年3月31日の間に完了した改修工事で、以下の要件をすべて満たす工事に対し、居住部分（120㎡までの部分）にかかる翌年度分等の固定資産税額の2分の1に相当する額を減額します。また、その他詳しい内容につきましては直接税務課資産税班へお問い合わせください。

● 要件

- ・昭和57年1月1日現在に存していた住宅であること
- ・現行の耐震基準に適合した50万円を超える改修工事であること

● 申告の方法

- ・耐震改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を添付して申告してください。

①耐震改修に要した費用を証する書類…工事請負契約書又は領収書など

②耐震基準を満たすことを証する書類

…地方税法施行規則第7条第6項の規定に基づく証明書

③改修工事完了後3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合

…申告書裏面に理由を記載してください

※申告書・証明書の書式は税務課にお問合せください。

● その他

- ・減額が適用された方につきましては、翌年度の納税通知書に減額金額を記載しますのでご確認ください。

問合せ先：税務課資産税班Tel046-285-2111 内線 3280